

議案第19号 小松島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

被保険者が出産したときに支給される出産育児一時金について、健康保険等における制度改正にあわせ、408,000円から488,000円に引き上げるもの。

	(現行)		(改正後)
出産育児一時金	408,000円	→	488,000円
	12,000円	→	12,000円 (規則で規定する加算分)
計	420,000円	→	500,000円

小松島市国民健康保険条例(昭和35年小松島市条例第4号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>488,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	改正